

## 地域での家庭教育支援を充実させるために！～家庭教育支援者研修会を開催～

9月20日（火）に津山中央公民館で、「家庭教育支援者研修会」を行いました。津山教育事務所管内の各市町村において、家庭教育支援に携わっておられる方（主に家庭教育支援チーム員）を対象に、講演や情報交換を行いました。

### 「こどもまんなかってなに？」 ～こども家庭庁・こども基本法を読みとく～

一般社団法人SGSG理事長 野村泰介氏を講師に迎え、今年度から設置された「こども家庭庁」や、今年度から施行された「こども基本法」についてお話をいただきました。

講演の中で、こども基本法第3条や第11条には、**こどもが意見を表明する機会の確保や、こどもの意見を尊重すること、こどもに関わる施策についてこどもの意見を反映させることが明記されていることを確認**されました。



野村 泰介 氏

こどもまんなか社会の実現のために大切な考え方は、「こどもの参加」や「大人がこどもの意見を聴く」こと、という言葉が印象に残りました。

こども家庭庁  
について



こども家庭庁  
令和5年4月

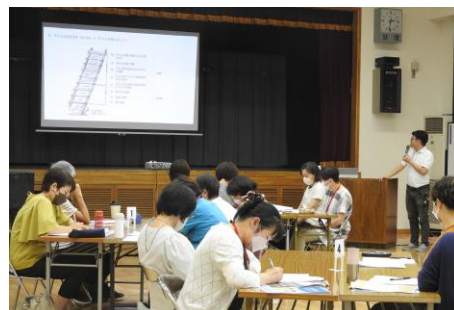
「こども家庭庁について」  
こども家庭庁

こども  
基本法  
とは？



こどもまんなか  
こども家庭庁

「こども基本法とは？」  
こども家庭庁



「情報交換」では、それぞれの市町村で取り組んでいる家庭教育支援について、グループに分かれて話をしました。

管内では、保護者の研修を中心に行っている市があれば、子どものいる家庭を訪問する町もあります。また、情報誌を発行したり、定期的に子育ての相談に乗ったりするなど、市町村によって様々な家庭教育支援が行われています。

日頃から、家庭教育支援を行っている参加者の皆さんが、熱心に協議する姿が見られました。本研修会での学びが、各市町村の家庭教育支援の充実につながることを期待しています。



### 参加者の声



毎日、実際に活動している中、本当にこどもまんなかになっているのか、改めて考えました。

こどもの視点、こどもの意見を聴くことは、本当に大切です。学びの多い時間でした。



地域の子どもたちが夢を持って日々活動ができるような、こどもまんなか社会となるため、それぞれの自治体も学びが必要ですね。

こどもまんなかの理念に基づいた社会の実現はどのようにしていくのか、現場レベルでの活動は時間を要すると思いますが、大人たちの日々の活動が重要であることがわかりました。



こども基本法 第3条(基本理念)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。